

## 公的研究費の不正防止に関する基本方針

当社は、令和3年2月の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び平成26年8月の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を遵守し、以下の取り組みを実施する。

### ■責任の明確化

公的研究費の運営・管理を適正に行うため、最高管理責任者、統括管理責任者をそれぞれ以下のように定める。

- ・ 最高管理責任者  
公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として、代表取締役社長がその任にあたる。
- ・ 統括管理責任者  
最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、管理本部長がその任にあたる。
- ・ コンプライアンス推進責任者  
統括管理責任者の指示の下、公的研究費の適切な運営・管理の遂行に責任と権限を持つ者として、統括管理責任者がこれを兼ねる。

### ■ルール of 明確化・統一化

- ・ 統括管理責任者は、公的研究費に関する統一的な事務処理のルールを定め、公的研究費の運営・管理に関わる全構成員（研究者、事務担当者、管理者）にこれを周知する。
- ・ 物品取得、出張等の出費に際しては、社内ルールに基づいた承認・決裁を得た上で実施する。

### ■関係者の意識向上

コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる構成員に対し、公的研究費の受領・使用にあたってのルール、不正防止の仕組み等をコンプライアンス教育にて周知する。

### ■不正防止計画の策定と実施

コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の不正使用を未然に防止するために不正防止計画を策定し、実施する。

#### ■通報等に関する措置

- ・ 通報窓口の運用にあたっては、通報者、被通報者を保護する方策を講じる。
- ・ 社内外から通報を受け、研究活動の不正行為や公的研究費の不正使用に対する疑義が生じた場合、あるいは事実確認が必要な場合は、調査を実施する。
- ・ 調査の結果、不正行為や不正使用が認定された場合は、就業規則等に従い該当者を処分する。
- ・ 物品取得や役務提供等に関して不正に関与した取引先については、期間を定め取引停止措置を行う。

#### ■相談・通報窓口

当社における公的研究費の事務処理手続きに関する相談窓口および不正使用等の通報窓口を置く。通報については、受け付けた後、すみやかに最高管理責任者へ報告する。

##### 【相談窓口】

株式会社フィックスターズ 管理本部

〒108-0023 東京都港区芝浦 3-1-1

TEL: 03-6420-0751

##### 【通報窓口】

E-mail : fusei-tuhou\_fixstars@fixstars.com

#### ■モニタリング

公的研究費の適正な運営・管理を徹底するため、内部監査を実施する。

以上